

主 文

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中50日をもその刑に算入する。

この裁判確定の日から5年間その刑の執行を猶予する。

5 被告人をその猶予の期間中保護観察に付する。

広島地方検察庁で保管中のロープ1本（令和7年広地領第1313号
符号1）を没収する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

10 （罪となるべき事実）

被告人は、7年ほど前からアルコール依存症だが治療意欲のない長男の世話を
続けてきたところ、長男がコルサコフ症候群という回復見込みのない脳障害の診
断を受け、重大な認知機能の障害等の症状を示したことに衝撃を受けるとともに
将来に絶望し、長男の命を絶つことを決意し、長男殺害後に自らも死のうと思い、
15 令和7年5月5日午後6時30分頃、広島市a区b町c番d号株式会社e東側約
20メートル先の川土手において、長男であるA（当時55歳）に対し、殺意をも
って、首にロープ（令和7年広地領第1313号符号1）を巻き付けて締め付ける
などし、よって、その頃、同所において、頸部圧迫による窒息により死亡させて殺
害し、同日午後6時56分頃、f交番から電話で同署司法警察員Bに自首した。

20 （証拠の標目）

省略

（法令の適用）

罰条

令和4年法律第67号2条による改正前の刑法（以下「旧刑
法」という）199条（令和4年法律第68号441条1項
による）

25

刑種の選択

有期懲役刑

| | |
|-----------|---|
| 法律上の減輕 | 刑法 4 2 条 1 項、旧刑法 6 8 条 3 号 |
| 未決勾留日数の算入 | 刑法 2 1 条 |
| 刑の全部の執行猶予 | 刑法 2 5 条 1 項、令和 4 年法律第 6 8 号 4 4 7 条 |
| 保護観察 | 刑法 2 5 条の 2 第 1 項前段、令和 4 年法律第 6 8 号 4 4 7 条 |
| 5 | 条 |
| 没収 | 刑法 1 9 条 1 項 2 号、2 項本文（犯行の用に供した物で犯人以外の者に属しない） |
| 訴訟費用の負担 | 刑事訴訟法 1 8 1 条 1 項本文 （量刑の理由） |

10 被告人は、ロープや入眠剤を用意し、多量の入眠剤をアルコールと一緒に被害者に飲ませて被害者を意識朦朧の状態にさせ抵抗できなくさせた上で、人気のない川土手で被害者と二人きりの状況で、ロープを首に巻き付けて締め付けており、死亡の危険性の高い犯行であり、殺意も強いといえる。被告人が被害者の生命を奪った結果が重大であることはいうまでもない。

15 被告人は、医療保護入院中の病院の担当医師から被害者の入院継続を提案されたにもかかわらず、自宅に戻れば何か思い出して状態が良くなるのではないかと思ひ、入院継続の提案を拒絶して被害者を退院させ、被害者が自宅に戻ってわずか 3 日後に、被害者が酒を飲みたいなどと言って数時間にわたり自室を出たり入ったりを繰り返すなどの異常行動を目の当たりにして将来に絶望し、その日のうち
20 に本件犯行に及んでいる。しかし、被害者の異常行動は、医師の従前の説明から予想される範囲内の行動といえること、祝休日明けに別の病院で受診する予定があったこと、救急車を呼ぶなどの他の手段も取り得たことなどを踏まえると、殺害を
25 思いとどまらずに本件犯行に及んだ被告人は被害者の命を軽視しているといわざるを得ない。被害者から暴力を振るわれることもなかったことからすると、このような被告人の意思決定は厳しい非難に値する。

その一方で、被告人は約 7 年にわたり、被害者の世話を一人で全面的にしながら

ら、被害者のアルコール依存症の克服のために、自宅で飲酒しないよう監督したり、断酒会へ参加したり、3度の医療保護入院をさせるなど様々な努力をしてきたにもかかわらず、被害者自身はアルコール依存症の治療に消極的であり、被告人は被害者の将来を心配して被害者と一緒に死にたいという気持ちになるほど思い悩む中で、ついには被害者が回復困難なコルサコフ症候群と診断された上、若干の希望を抱きながら被害者を退院させるも本件犯行当日被害者の異常行動を目の当たりにし、衝撃を受けるとともに将来に絶望し、精神的に追い詰められたことは想像に難くない。そのような中、被告人は、合理的、理性的な判断ができずに、被害者の命を絶とうと考えて本件犯行に及んだのであって、その経緯や心情には、同情すべき面があると評価することができ、この点は量刑上十分考慮に値する。

以上を踏まえて、検察官や弁護人が指摘する量刑傾向や事例等を参考に検討すると、前記の犯情、特に被害者退院後わずか数日で本件に及んでいることからすれば、被告人を実刑に処するのが当然ともいい得る。他方、前記のような被告人の追い詰められた心情をも考慮すると、執行猶予を付すこともあり得るといふべきである。被告人は、病院の対応への不満を述べるなど他責的な言動も見受けられるものの、犯行直後に自殺せず自首していること、被害者に申し訳ないことをしたなどと述べていること、前科前歴がないこと、被害者の父ら遺族が被告人の処罰を求めていることなどを踏まえると、被告人に対しては、自首減軽をして主文の刑を科した上、法律上可能な最大限の期間の執行猶予として保護観察を付し、犯した罪の重さに向き合わせるものが相当と判断した。

(求刑一懲役8年、主文同旨の没収、弁護人の科刑意見一刑の全部の執行猶予)

令和7年12月19日

広島地方裁判所刑事第2部

25

裁判長裁判官 後藤有己

裁判官 大久保 優 子

5

裁判官 前 田 佳 秀